

# り災証明申請書

(あて先) 大田区長(大田区災害対策本部長)

年 月 日

申請者 (世帯主)	住所	電話番号
	(現在の連絡先 ※上記と変更がない場合は記入不要)	電話番号
	(ふりがな) 氏名	

世帯の構成員 (貸家所有者の 場合は不要)	氏名	続柄	生年月日	備考
			世帯主	年 月 日

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家の 所在地	【所在地】 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他(住所: )	
	【種別】 <input type="checkbox"/> 住家※ <input type="checkbox"/> 非住家( )	【構造】 <input type="checkbox"/> 木造・プレハブ <input type="checkbox"/> 非木造
	【実態】 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 貸家	

※住家とは、実際に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害 ( <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下 ) <input type="checkbox"/> その他被害 ( )
-------	---

写真による 被害区分の 判定※	<input type="checkbox"/> 希望する(写真を添付) <input type="checkbox"/> 希望しない
-----------------------	--

※下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。

写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合

(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

〈自治体確認欄〉

本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( )	受付欄
------	---	-----